

(公印省略)
令和6年9月24日

川西市議会議長
大崎 淳 正 様

建設常任委員長
大矢根 秀 明

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設常任委員会における審査の経過と結果について(審査日:令和6年9月11日、19日)

1. 議案第45号 旧慣による公有財産の使用廃止について

議案の概要

本案は、旧来の慣行により使用している公有財産(岩坂池:錦松台11番)について、ため池の用に供しないため、その用途を廃止しようとするもの。

質疑の概要

問 当該公有財産が、ため池の用に供しない旨の事実が発生した時期及び使用権利者数について伺いたい。

答 ため池を使用していた水利組合からは、令和6年5月1日付で権利放棄書の提出を受けており、提出に同意した権利者数は当該組合の構成員11名である。

問 当該ため池が用途廃止された場合、維持管理及び安全の担保について、従来と変更が生じるのか伺いたい。

答 本案の議決後は、このため池については市が維持管理を行うこととなる。今後、仮に売却等を行うこととなった場合においても、それまでの間は市が維持管理を行う予定である。

問 当該ため池については、現状では十分に管理が行き届いていない状況と認識しているが、市としての今後の管理体制について伺いたい。

答 このため池の旧慣使用廃止の申出については、当該ため池周辺に傾斜地があることや進入路の確保が難しいといった特殊な事情によるものと考えている。今後、市が維持管理をしていく中で、活用策についても並行して時間をかけて検証していきたいと考えている。

問 旧慣による公有財産の使用を廃止する申出について、本議案の他にも事案があるのか伺いたい。

答 現在のところ、対話を重ねている中で、旧慣廃止に向けた議論を行なっている地域はない状況である。

特記事項 なし

審査結果 原案可決(全員賛成)

2. 議案第46号 旧慣による公有財産の使用廃止について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、旧来の慣行により使用している公有財産(唐尾池:錦松台336番)について、ため池の用に供しないため、その用途を廃止しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本案は、議案第45号において用途廃止をしようとするため池の近隣にあるため池に関するものと認識しているが、権利放棄者に差異はないのか伺いたい。</p> <p>答 本案における権利放棄者は、議案第45号における権利放棄者と同一である。</p> <p>問 議案第45号と本案は同様の内容と考えるが、これらを一つの議案としなかった理由について伺いたい。</p> <p>答 一つの議案とするべきかどうかについては庁内でも議論があったが、今回は名称や所在地が同一のものではないため、別の議案として分けて上程したものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

3. 議案第52号 旧南部処理センター解体及び造成工事請負契約の締結について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、旧南部処理センターの解体撤去及び造成工事を実施するため、工事請負契約を締結しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本案に係る入札については応札された業者が1者のみであったが、こうした結果に関する市の見解を伺いたい。</p> <p>答 当該工事場所は線路敷に隣接しているため、解体においては特殊な機材を用いた工法をとる必要があり、通常の解体工事と比較して専門性が高いことから、応札業者が1者となったものと分析している。</p> <p>問 当該工事における安全面の対策について、市の対応を伺いたい。また、当該工事場所においては線路敷に隣接しており、列車の運行等への影響が懸念されることから、鉄道事業者との協議状況等について伺いたい。</p> <p>答 当該工事場所は市道16号に接しており、車両の通行量も多いことから、交通誘導員1名を常駐させるほか、工事の状況によってはさらに交通誘導員1名を追加配置するなど、安全面に十分配慮した上で工事を進めたいと考えている。</p>

答 設計段階において鉄道事業者とは事前協議を済ませている状況であるが、本案の議決後、本格的に協議を進めていきたいと考えている。

問 当該工事期間は、契約締結の日から令和8年9月30日までの長期間となっていることから、地元の水利権者及び生産組合、自治組織等に対して工事に係る説明をする考えはあるのか伺いたい。

答 本案の議決後、工事事業者とともに工事計画を策定し、当該計画が整った段階でコミュニティ等に向けて説明会を開催したいと考えている。

問 当該工事において事故等が発生した場合、第三者に対する損害賠償等の責任の所在について伺いたい。

答 工事中に事故等が発生した場合の第三者に対する補償等については、工事事業者が保険に加入し、当該保険で対応することとなる。

特記事項 配付資料あり(1 入札結果について ほか)

審査結果 原案可決(全員賛成)